

## 成 2 8 年度第 3 回相談支援専門部会 議事概要

平成 2 9 年 3 月 1 6 日（木） 1 8 時から  
県庁本庁舎 5 階大会議室

### 1 開 会

障害福祉課長挨拶

### 2 議 題

#### (1) 報告事項

- ①平成 2 9 年度重点事業について
- ②基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会実施概要
- ③平成 2 9 年度相談支援従事者研修の実施方針について

#### (2) 審議事項

- ①基幹相談支援センターの設置促進について
- ②医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書について

#### (3) その他

### 3 閉会

#### 【会議概要】

(古屋障害福祉課長)

本日は、御多忙の中、本年度第 3 回目の相談支援専門部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日は、(1)平成 29 年度重点事業、(2)基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会実施概要、(3)平成 29 年度相談支援従事者研修の実施方針について御報告させていただいたうえで、(4)基幹相談支援センターの設置促進についてのまとめ、(5)医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書について御審議いただきたいと思いますと考えております。

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的役割を担う拠点として、市町村における設置を促進する取組みが必要であるとの観点から、専門部会では昨年度から 4 回にわたり議論をいただいたところですが、これまでの意見をまとめ、市町村における今後の検討の一助として活用されるよう周知を図りたいと考えております。

また、医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書は、作成から 3 年が経過し、NICU 看護師による訪問看護の実施等の状況変化に対応し、計画相談に携わる相談支援専門員に一層活用されるよう改定を行う必要があるとの観点から御審議をお願いするものです。

本日も、皆様におかれましては、忌憚のない活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(1) 報告事項

①平成29年度重点事業について

②基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会実施概要

③平成29年度相談支援従事者研修の実施方針について

(事務局から資料1、資料2、資料3により説明)

(質疑)

(坂本委員)

今年度の相談支援従事者初任者研修の応募者と受講者数について伺います。

また、29年度の定員予定についてあらためて伺います。

(事務局)

今年度の申込者数は1246名、受講決定者は852名、修了者数は788名でした。29年度は従来の相談支援専門員の養成数は確保しつつ、介護保険のケアマネージャーを対象に障害者支援について理解していただくために、50名程度の受講枠を確保したいと考えています。

(田中委員)

障害児相談支援について、今後は発達相談の中からニーズを拾い上げていくことが増えてくと思われ、相談支援専門員にも発達に対する認識を持つ必要があると思います。0歳児から5歳児までの人格の基礎を築いていく発達の道筋をしっかりと理解することが障害児の相談の質を高めることになるので、ぜひ、発達について勉強する場を持つてはいかがかと思います。

(寺田部会長)

未就学児の家庭や幼児教育などを意識した研修内容ということでしょうか。

(田中委員)

そうですね。保育士などが勉強する発達の知識を相談支援専門員も持っているいいと思います。

(飯田委員)

相談の初任者研修ですが、介護支援専門員も受講してもらうことはいい発想だと思いますが、カリキュラムは少し工夫をした方がいいと思います。

相談支援の研修の講義を受けたうえで、介護保険と障害の違いを別枠で捕捉するようなカリキュラムなど、今後検討いただければと思います。

専門コース別研修に関して、受託者の反省会における担当者からの意見として、①発達障害支援については、強度行動障害の研修も他方で行われており、重なる部分もあるので2日間ではなく1日でよいのではないかと。

②ファシリテーター養成研修については申込者が少なくなっています。これは県の研修の演習を担っていただくのが前提になっていることから、申込を躊躇している状況があります。そのため、サービス調整会議やケース会議等でのファシリテーターの役割を強化するなど、目的を修正する必要があるとの意見がありました。

③地域移行・定着、触法については、カリキュラムのうち触法の部分が多くを占め

ていて、本来の入所施設や病院からの地域移行の部分が薄くなっており、1日ではきついので、別枠に分けた方がいいとの意見がありました。

また、個人的な意見ですが、医療的ケアが必要な方に対する相談支援については参加者が少なくなっています。実際に携わっている人が少ないのもありますが、医療的な部分に軸が行き過ぎていて、田中委員のおっしゃるような本来知るべき障害児に係る情報が提供できていないので、今後整理をしていただきたいと思います。

小児の集中治療室から家庭に帰す場合の相談支援の研修については、小児等在宅医療の拠点事業の中で位置付けた方が実態に即していると思います。

これについては、明日、相談支援の研修を担当しているワーキングチームの打ち合わせがあるようですので、ご意見を聴いたうえで必要な修正をしていただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ワーキングチームの意見を聴いたうえで対応させていただきます。

(宇治原委員)

以前、部会の中で、初任者研修と現任研修について、直営でやるとか委託でやるとかという話が出ていたかと思いますが、その後の経過や今後の方向性について伺います。

(古屋障害福祉課長)

研修について、今後どういう形で進めていくのかを議論させていただいたところですが、その後一旦止まっているところです。

他県の例を見ますと、直営なのか指定事業者制なのか、有料でやるのか無料なのかなど論点がありますので、もう一度あらためて事務方で可能かなどについて整理したうえで、必要に応じて提案させていただきたいと考えています。

特に相談支援専門員研修は無料であるため、多くの方が受けたいと集中している状況ですので、できるだけ多くの方が受講できるよう検討させていただきます。

(小池委員)

現任研修の29年度定員は400名と倍増し、予算は前年度と同額ですが、特に問題はないでしょうか。

(事務局)

初任者研修及び現任研修は同じ予算の枠になりますが、会場確保等の工夫をしながら予算の枠内で対応したいと考えています。

(小滝委員)

初任者研修に係る介護支援専門員の参加はいいことだと思います。ケアマネジャーの中には障害のサービスのことを知らない方がたくさんいますので、知識を広げていただいて連携が取れるようになるといいと思います。

千葉リハの場合は中途障害の方を受ける中で、40代から50代のまだ働き盛りの方が介護保険のサービスだけでニーズが満たせない、高齢者の中に一緒にいいの

かといった迷いも持ちながら、ケアマネージャーが支援している状況があります。

今回50名の枠で実施することによりニーズが増えることも予想されるので、介護支援専門員協会と連携して、先方が企画する研修の中に講師を派遣して、障害のコマを持たせてもらうことも検討していただけるといいと思います。

## (2) 審議事項

### ①基幹相談支援センターの設置促進について

(事務局から資料4により説明)

(審議)

(小池委員)

我孫子市の場合は、設置モデル4のサテライト配置例になりますが、市が直営で基幹相談センターを運営することにより、サテライトで委託している民間の相談支援所との連携を重視しているところです。

また、障害のある方が高齢化していく状況があって、その支援をしているその親も高齢になれば介護保険や生活困窮事業とも密接に関わってくることから、地域包括支援センターや生活困窮事業との連携は重要になっていると思います。

特にダウン症の方が40歳を超えると認知症になる確率が高くなるという実感があります。今のところ介護保険優先の原則があるので、これまで生活介護事業所で過ごしていた方が、認知症がひどくなると障害者のグループホームでは対応できない、そうすると高齢者のグループホームを利用するようになれば、これまでの生活介護も高齢者のデイサービスに切り替える必要がある実態が生じています。

国においても、高齢者のサービスと障害者のサービスのシームレス化の動きがありますので、今後解消できればいいと思います。

(寺田部会長)

国においても地域共生社会の実現に向けてという方向性が示され、縦割り行政を変えようという趣旨に読み取れますが、高齢、障害、児童などを一本化して実施していくことは行政としてどのように考えますか。

(小池委員)

障害や高齢の垣根をとって一緒に支援していくという考え方はいいと思いますが、それぞれのサービスの需要と供給のバランスも心配されるところで、これまで実施してきた経緯もありますのですぐには難しいと思います。

我孫子市の場合ですと、もともと特別養護老人ホームを中心に事業を実施している法人が、障害のグループホームを立ち上げその他事業を実施していますので、これをモデルケースとして広げていきたいと考えています。

(寺田部会長)

国の方向性は総合相談体制の整備を目指す一方で、あまり財源措置はされないままのようですが、そうした中、県下の基幹相談支援センターの設置促進について相談支援専門部会としてのまとめになりますが、ほかに御意見等いかがでしょうか。

(飯田委員)

よくまとめられていて、わかりやすいものになっていると思いますが、5ページの(6)その他に検証のことが書かれていますが、特に委託により実施する場合はとの記載がありますが、直営でも委託であっても評価基準を設けて検証していくという書きぶりの方がいいと思います。

(事務局)

直営であってもやはり評価は必要であると思いますので、表現を工夫させていただきます。

(寺田部会長)

委員の皆さんのところで未設置のところがあれば、今後の方向性はどうでしょう。

(宇治原委員)

3月の袖ヶ浦市地域総合支援協議会の中で基幹相談支援センターの話が出ていましたが、今後は検討していくとでした。

やはり大きな市であれば、その必要性について現場から意見が出てくるとは思います。小さな市になるとなかなかそこまで行かないというのが現状だと思います。

ただ、規模にこだわらず必要に応じて柔軟に検討していく必要があると思います。

(寺田部会長)

外房の地域では、自立支援協議会そのものが市町村の合同設置、圏域に一つになっていますので、基幹センターも合同でという発想が自然に出てくるので、規模の大小の問題に解決の糸口があると思います。

確かに、小さな町では特定相談支援事業所そのものがあまり育っていないところもあり、基幹センターどころではないという状況かもしれません。

また、委託相談支援事業所と委託を受けていない相談支援事業所との兼ね合いはどうでしょうか。

(小池委員)

我孫子市の場合は5か所に委託をしていますが、基幹センターを含めて必ず月に1回集まって情報交換や勉強会を重ねてきたことによって、それぞれの委託相談事業所のスキルアップが図られ、安心して任せられるようになりました。

(寺田部会長)

委託相談事業所を基幹センターのサテライトとしてどのように活用していくのかは、複数の事業所に委託するというのが肝心かと思います。1か所ではカバーできるのは限られますし、複数であれば地域割りも可能ということですね。

## ②医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書について

(事務局から資料5により説明)

(谷口委員)

医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書は、以前は重症心身障害児を

対象としていましたが、国のほうでは、重症心身障害児を医療的ケア児に置き換えて制度を設計している流れがあること、また、相談支援専門員の方には医療的ケア児の相談支援は難易度が高いという声もあるので、ガイドラインから相談支援手引書に替えて、どういう時期にどういう支援をしていけばいいかを載せていくため改定を行いました。まだまだ内容は足りませんが、皆さんからご意見をいただいて内容を見直したいと思っています。

今回、7ページに、家族が在宅移行期に感じる不安について、インタビューをした内容を載せています。ここで、相談支援専門員の役割がどういうものかを感じていただければと思っています。

また、12ページに、NICUから子どもが帰るときに相談支援はどこでどのように入るかを、病棟の看護師や退院調整の人たちの流れと同時に見られるようにした方がわかりやすいと思っています。

皆さんからご意見をたいて改訂に合わせて加筆修正したいと思います。

(宇治原委員)

非常に立派な内容になっていて、現場の相談支援専門員としても心強いです。

手引書は在宅に帰るところですが、現場ではすでに在宅になっている方の計画を作ることが多く、その後のライフステージに関わっていく部分が悩むところで、子どもから大人になっていく段階の関わりがあるとありがたいです。

特に重心の方になると、実際あまり関わっていないためその後の暮らしのイメージが持てないので、先の見通しができると安心して支援ができるのかなと思います。

(谷口委員)

国では、平成30年度から医療的ケア児のコーディネーターの加算が取れるようになる方向で動いていて、ライフステージに沿ってとか、18歳以上になった時にどういう支援が必要かなどは、コーディネーター研修のプログラムに入っています。

これは都道府県か市町村で実施することが期待されていますが、コーディネーター研修の内容を入れると重複してしまうので、そこに書かれていないNICUから帰る時のプロセスを丁寧に書き込んで手引書にと考えました。

ちなみに、2月に愛媛県で日本訪問看護財団が全国で初めてコーディネーター研修を行い、70名位が参加しましたが、演習の事例が難しすぎてなかなか人の育成につながらなかったと聞いています。

ここで千葉県でも研修プログラムをやっていただいて、そこにはない前段階として手引書があるというのが理想かと思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思っています。

(宇治原委員)

コーディネーター研修の資料はインターネット等に掲載されていますか。

(谷口委員)

4月以降にテキストとして中央法規出版から出ると聞いています。

(田中委員)

コーディネーターは、社会資源を組み合わせる前にニーズの抽出があり、相談支援専門員の手腕の奮われるところで、見立てを持って家族と話し合いをして出てくるのがニーズであり、この点がコーディネーター研修の中でどこまで追及されるのが大事だと思います。

(寺田部会長)

コーディネーターの役割は何が中心になると考えますか。

(谷口委員)

全国では、訪問看護師がやるべきか、相談支援専門員がやるべきか意見が分かれています。どの職種がやっても、生活の目線で成長発達をとらえて、状態が安定した後は通園により社会と触れ合って成長していくために、地域に繋がるよう寄り添って一緒に考えてくれる人が必要で、それがコーディネーターだと思います。ただ、医療のことを知らないといけないとよく言われます。

(寺田部会長)

相談支援専門員が医療のことをすべて知っている必要はなく、業務の仕方は専門的な部分は助けをもらって巻き込んでいくことだと思います。

(谷口委員)

他県では、医療的ケアのことを知らないと言えないと福祉の人はよく言いますが、訪問看護になると、医療に集中しすぎて生活ベースの支援にならなくなるので、私は相談支援専門員がコーディネーターをやるべきだと思いますし、厚労省も相談支援専門員を想定してプログラムを作っています。

(寺田部会長)

相談支援専門員プラスコーディネーターということですか。

(谷口委員)

単に相談支援専門員だけでは医療的ケア児のコーディネーターはできないと言われますが、重症度の高い子どもの相談支援をやってほしいことから、研修を受けたら加算が取れるということにしているようです。

(與那嶺委員)

医療のことを知らないと言えないというのはやはり違うと思います。定期的に関わりながら、生活の中の本人たちの希望に沿って行って、知識がない領域はある方に繋がればいいだけの話だと思います。

(谷口委員)

千葉でコーディネーターをつくって、プログラムを確定してもらった方が一般化しやすいかなと思いました。

(寺田部会長)

看護が入ると生活の部分が落ちてしまう、というのは大事なところですね。

(谷口委員)

だから、相談支援専門員と組むととてもいい支援になると思いますし、できればコーディネーター研修をやっていただけると助かります。県がある程度国のモデル

に沿ってやっていただければ30年度から加算が取れると思います。

(古屋課長)

ほかの事業との兼ね合いもありますので、30年度に間に合うかはわかりませんが、どういう方法でやれるのか少し検討は必要と考えています。

(谷口委員)

専門コース別研修の中に、少し項目を入れ込んでいってもらおうと次につながると思いますし、手引書もそれをやる前提で改訂していった方が流れができると思います。

(飯田委員)

医ケアの部分に関しては、小児等拠点事業の中で研修を企画してもらうことはできないでしょうか。

(事務局)

これまでは専門コース別研修の中で実施してきましたが、来年度は2日間に拡充する方向で考えています。

(寺田部会長)

それだと、コーディネーター研修の内容とはかなり遠いと思いますか。

(谷口委員)

遠いと思います。

(飯田委員)

遠いと思いますよね。専門コース別研修も4回位のコマで予算が組まれていて、田中委員からも医療的ケアを除いた子どもの発達やほかにもこれも大事だという意見があって、もう少し専門的にやるのであれば医ケアについては別だての事業でやってもらえると整理がつくと思います。

(宇治原委員)

コーディネーター研修の規模はどのくらいですか。

(谷口委員)

2日やって、1か月後に2日の演習、計4日でした。

また、勇美記念財団が研修に助成をしてくれるので、国のプログラムの中から必要な項目をチョイスして研修を組み立てることもできると思います。

(寺田部会長)

ほかにかがででしょうか。

(古屋課長)

取りまとめをしていただき感謝しております。今後、手引書の周知を図る必要がありますので、配布先などについてもご相談できればと思います。

(谷口委員)

余談ですが、国は医療的ケア児のスーパーバイザーを各都道府県の拠点に置きたいようで、委託型の相談事業所に設置するのが理想だと思いますので、今後、ぜひ検討に加えていただきたいと思います。



(3) その他

それでは、その他についてどなたかございましたらお願いします。

ないようでしたら、御協力をいただきましてありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

(事務局)

寺田部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第3回相談支援専門部会を閉会させていただきます。